

10月第3回行政経営会議結果（概要）

■ 日 時：令和2年10月20日（火） 10：22～12：25

■ 場 所：6階庁議室

■ 出席者：【構成員】行政経営会議構成員

【欠席者】土木部長

【説明者】参事兼防災危機管理課長，交通防犯課長，文化振興課長，参事兼スポーツ課長，健康福祉部次長兼社会福祉事務所長，参事兼健康福祉政策課長，障がい福祉課長，都市整備部参事，都市計画課長

【事務局】総合政策課主幹兼政策推進GL，政策推進G（中川）

事 項

< 事項1.2.10号 > P5枚

3 Jリーグ昇格に向けてのスタジアムの設置について（文化スポーツ部・都市整備部）

《提案説明内容》

（文化スポーツ部長より説明）

- ・ 資料3-1から資料3-2に基づき説明。
- ・ 資料3-1，「1 はじめに」に記載のとおり本市を拠点に活動するサッカーのクラブチーム「鈴鹿ポイントゲッターズ」は，株式会社アンリミテッドが運営をしており，平成31年にJFLに昇格を果たし，現在，次のステップとなるJリーグのJ3昇格に向けて準備を進めている。
- ・ 「2 Jリーグ昇格の要件」として資料に記載の3つの要件が有り，中でもJリーグスタジアム基準を満たしたスタジアムの確保が課題となっており，アクセスに関する条件と併せJ3の場合は5，000人の入場可能者数が必要である。
- ・ 「3 経緯」に記載のとおり，スタジアム基準を満たし，立地の優位性などから鈴鹿青少年の森を候補地として，株式会社アンリミテッドから本市に協力依頼があった。
- ・ 三重県サッカー協会などと協議を行い，本件は社会的・経済的効果が大きいと考えられることから，本年1月に鈴鹿青少年の森の施設管理者である三重県知事に対して要望を行った結果，都市公園法の規制はかかるものの，三重県としても鈴鹿青少年の森全体の賑わいの創出を計画しており，積極的に協力すると回答があった。
- ・ 「4 事業概要」に記載のとおり，三重県からの提案で，都市公園内に運動施設，スタジアムを設置することは可能であることから，三重県は本スタジアムが広く公益性を持つ施設と判断し，本市が三重県に対して都市公園法に基づくスタジアムの設置管理の許可申請を行い，三重県が許可を行うことで土地使用料を免除することとなった。
- ・ 本市は，鈴鹿青少年の森全体の土地の用途変更を行い，その後，株式会社アンリミ

テッドがスタジアムの建設及び維持管理を行うための協定を株式会社アンリミテッドと交わす。

- ・ 「5 本市の財政負担について」は、スタジアムの建設・維持管理は株式会社アンリミテッドが行うため基本的に発生しないが、スタジアムを活かした市の活性化に努めていく必要がある。
- ・ 万が一株式会社アンリミテッドが本事業から撤退することとなった場合、株式会社アンリミテッドによる原状回復を基本とし、三重県、本市及び株式会社アンリミテッドと協議を行い進めていく。
- ・ 資料3-2は、スタジアム予定地である。

《審議内容》

- ・ 将来的なことを考え、株式会社アンリミテッドの財政面についてしっかりと確認しておくべきと意見があった。
→財政面についても審査項目に入っており、株式会社アンリミテッドにおいてもスタジアムの構造を工夫することで建設費を抑えることを検討していると聞いていると説明があった。
- ・ 三重県と本市の関わりについて質疑があった。
→民間事業者が直接三重県の土地に運動施設を設置することになると使用料がかかるが、本市が間に入ることで免除される。また、三重県は平成29年度に、都市公園の中に民間事業者が集客施設を作り、その収益で公園を整備するPark-PFI制度の導入を進めることを決めており、本件はその方向性とも一致したため共同で進めていくこととなったと説明があった。
- ・ 雨天時などの水はけについて質疑があった。
→スタジアムには屋根が設置される予定であり、また、同公園内にある道伯池へ排水することを検討していると説明があった。
- ・ 資料3-1、最下部に「防災などの複合的な機能にも期待」と記載されていることの詳細について質疑があった。
→株式会社アンリミテッドから、スタジアムとしての使用以外に、複合的なまちづくりのためにスタジアムを役立ててほしいと希望を聞いている。そのため包括的な協定を結ぶ予定であり、大きくて目立つ施設であることから災害時の拠点にすることなどを検討しているが、今後協議を行っていくと説明があった。
- ・ 土地の占用期間について質疑があった。
→10年の契約とし、その後更新を行っていくと説明があった。
- ・ スタジアム建設予定地の近くに土地取得事業特別会計が保有する約3万平米の土地があるため、当該土地も考慮してほしいと意見があった。

《審議結果》

- ◎ Jリーグ昇格に向けてのスタジアムの設置について、原案のとおり承認された。

➤以上

Jリーグ昇格に向けてのスタジアムの設置について

1 はじめに

(株)アンリミテッドは、将来のJリーグ参入を目指し、2009年から本市を拠点に活動するサッカークラブチーム「鈴鹿ポイントゲッターズ」を運営しています。

鈴鹿ポイントゲッターズは、2019年にアマチュア最高峰のリーグである日本フットボールリーグ(JFL)に昇格を果たし、次のステップとなるJリーグ(J3)昇格に向けて準備を進めています。

2 Jリーグ昇格の要件

Jリーグ昇格の主な要件は下記のとおりです。

- ① Jリーグ百年構想クラブに認定されていること
 - ② J3クラブライセンスが交付されていること
 - ③ 当該年度のJFL最終順位が4位以内、かつ百年構想クラブのうち上位2チーム
- その中でも、J3クラブライセンスに必要なJリーグスタジアム基準を満たしたスタジアムの確保が大きな課題となっています。

*「Jリーグスタジアム基準」一部抜粋

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 入場可能数: J1 15,000人 J2 10,000人 <u>J3 5,000人</u>② スタジアムへのアクセス: 次の条件のいずれかを満たしていること<ol style="list-style-type: none">(1) ホームタウンの中心市街地より概ね20分以内で、スタジアムから徒歩圏内にある電車の駅、バス(臨時運行を除く)の停留所、大型駐車場のいずれかに到達可能であること、また近い将来に到達可能となる具体的計画があること(2) 交流人口の多い施設(大型商業施設等)に隣接していること(3) 上記のほか、観客の観点からアクセス性に優れていると認められていること |
|---|

3 経緯

このような中、(株)アンリミテッドから上記基準を満たし、立地の優位性等から県営鈴鹿青少年の森を候補地としてホームタウンである本市に協力依頼がありました。

その後、三重県サッカー協会等と協議し、令和2年1月施設管理者である三重県知事に対し、本市と関係機関との連名で要望を行いました。

知事は、候補地は都市公園法の規制がかかるが、三重県としても鈴鹿青少年の森全体の賑わいの創出を計画しており、積極的に協力していくとの考えを示しました。

鈴鹿青少年の森公園内へのスタジアムの設置は、県、市のスポーツ振興が図れるとともに、鈴鹿サーキットとのコラボによる観光振興にも寄与し、さらには、防災などの複合的な機能にも期待できます。

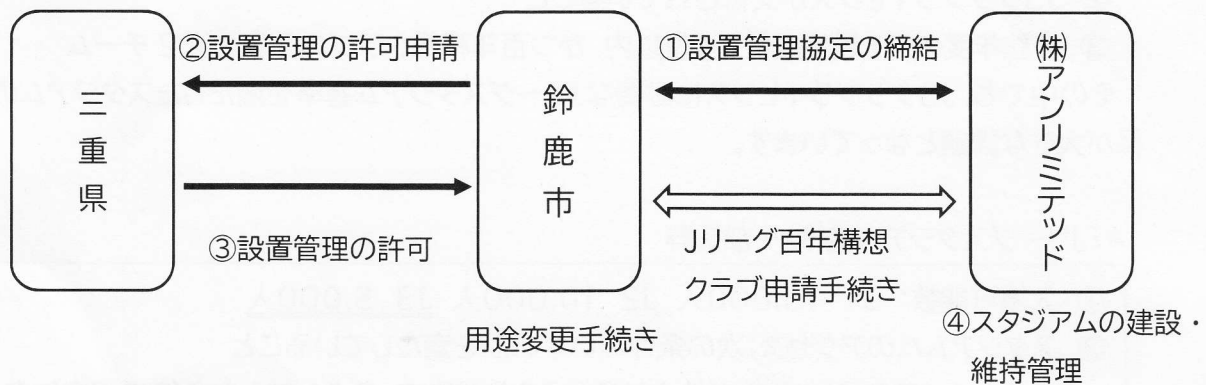
【裏面へ】

4 事業概要

県、市、(株)アンリミテッドの三者で協議を進める中、スタジアムは(株)アンリミテッドが所有する方向で決定し、(株)アンリミテッドがこれからJリーグ百年構想クラブ申請をするにあたり、スタジアムは令和4年9月完成を目指していること、土地使用料については免除してほしいとの申し入れが三重県に対してありました。

三重県と本市で協議を重ねた結果、三重県からの提案で、広く公益性を持つ施設と判断し、本市が都市公園法第5条(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)の許可申請を行い、鈴鹿青少年の森地内における都市公園施設の設置管理の許可を三重県が行うことにより本事業を進める方向で協議がまとまりました。

これに伴い、本市においては、計画区域の用途変更を行い、(株)アンリミテッドがスタジアムの建設、維持管理を行うための管理協定を(株)アンリミテッドとの間で交わした上で、三重県に許可申請を行っていくなど、下記のとおり進めていくこととします。



5 本市の財政負担について

スタジアムの建設・維持管理については、(株)アンリミテッドが行うため、本市の財政負担は基本的には発生しません。今後、スタジアムを生かしたスポーツ振興や他の地域資源と掛け合わせた活性化に努めていく必要があります。

また、(株)アンリミテッドが本事業からの万一撤退した場合のリスクについては、スタジアムを保有する(株)アンリミテッドによる原状回復を基本としつつ、事業譲渡など本スタジアムの活用策も含め、三重県、市、(株)アンリミテッドで協議し、解決に努めていくこととします。

6 今後のスケジュール

令和2年	10月20日	行政経営会議
	10月20日以降	議会への説明
	10月下旬	記者発表(三者合同)
令和3年	1月	スタジアム管理協定の締結
	2月	都市公園法 許可申請
	5月	造成工事着工
	11月	建設工事着工
令和4年	9月	建設工事完了